

(書式6)

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市立地適正化計画（改定素案）について		
意見募集期間	令和8年1月16日から令和8年2月16日まで		
意見提出者数	2人		
提出意見数	14件		
意見項目数	13件		
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	人	件
	郵送	人	件
	ファクス	人	件
	電子メール	2人	14件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）		3件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの		3件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの		2件
	D 案に反映できないもの		6件
	E その他（感想・賛否のみなど）		0件
匿名等による意見提出者数	人		

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています。

※類似の意見に対しては、まとめて市（実施機関）の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません。

※詳細は別紙のとおり。

提出された意見と市の考え方

番号	該当ページ	意見	市（実施機関）の考え方	反映区分
1		<p>新たな記載事項である防災を中心にコメントします。国土交通省によると、88%の自治体が洪水浸水想定区域に居住誘導地域を含んでいます。取手市も浸水想定区域が居住誘導地域に含まれています。取手市は地形上外水と内水氾濫の心配がある市です。特に近年の気象の激甚化は心配を増幅しています。取手市でも2018年2021年2023年と内水氾濫が起こっています。本計画において、内水氾濫への言及が不足しているように思います。本川の水位が上がれば自然流下ができなくなります。更に久賀地区においては毎年かんがい期に小貝川の水位を人為的に高くしているため、自然流下ができなくなり、機械排水に頼らざるを得ません。取手市は外水のみならず、内水氾濫に対応しなければならない土地柄だと思います。一方、外水氾濫に対しても、言及は、浸水深さと避難に関する事柄です。桜ヶ丘周辺と光風台周辺に関して記述では、水害発生時の避難時間の確保を目的として氾濫流制御施設（嵩上げた道路）が整備されている（P85）とのことですが、ハザードマップの浸水予想深さから見ると、嵩上げ高は充分とはいえないようです。つまり、命を守るためには浸水が深くなる前に高台に避難しなくてはなりません。氾濫解析がなされていないためなのか、現時点において洪水到達時間は不明のようです。高齢者や要支援者の避難には時間的余裕が必要であり、常に避難ができるとは限らないと思います。H30年</p>	<p>本市の地形的リスク、近年の災害の頻発・激甚化に伴う懸念について、深く認識しております。</p> <p>内水・外水氾濫の対応につきましては、計画書P.143～144に示しているとおりですが、既成市街地の地盤嵩上げや広域的な輪中堤整備などは事業規模や財源、施工期間、既存建築物やインフラとの調整など多くの技術的・社会的課題を伴うことを踏まえると、中長期的な課題であると考えております。限られた財源の中で実現可能性を総合的に勘案した上で、ハード・ソフト両面からの防災対策を計画的に推進し、災害リスクの軽減を図ってまいります。</p> <p>特に高齢者などの避難行動要支援者の避難につきましては、要配慮者利用施設での避難確保計画の促進や、公助のみならず、自主防災組織などの共助も重要であることから、自主防災組織未結成地区の解消や活動支援を行ってまいります。</p>	D

		<p>西日本豪雨で真備町の死者 51 名で、高齢者や要支援者に集中し、2 階建て家屋であっても 1 階で死亡しているのは一人を除き要支援者であった(佐藤他：家屋 内浸水時の潜在リスクに関する実験的検討～H30 年 西日本豪雨における倉敷市真備町の 人的被害要因の解明に向けて～：土木学会論文集 B1Vo 1.75, No. 2) という報告があります。更に、内水氾濫においては流域が狭いため、分単位で浸水深が増大します。避難のみに頼るのではなく、防災住宅移転支援、住宅かさ上げ、田んぼダム、住宅街をまもる輪中堤、適切な位置に嵩上げた道路や樋管開閉の適正化などといったハード整備を含む多岐に（書式4）わたる対策を行うことで、水害減災を早急に進めていくことが取手市には必要ではないかと思えます。龍ヶ崎市では、旧市街を守る輪中堤がかつてあったと聞き及んでいます。</p>		
2	38	<p>P38 表 課題解決の方向性 P45 方針② 近年水害は頻発化激甚化しており、対策は急務だと考えます。P38 課題解決の方向性「災害に強い都市整備を進めるため、ハード・ソフト両面による防災・減災対策と共に居住の誘導が必要」、P45「災害リスクを有する箇所での居住の抑制や防災・減災対策の充実」、まさしく、これらを取り纏めて協力を推進するめの担当部署を市役所内に早急に立ち上げる必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>防災対策は市民の安全・安心を守るために極めて重要な課題であり、迅速かつ効果的な対応が求められます。 本市においては、防災部局である安全安心対策課が災害に対する日頃の備え・対応を専門で行っているところですが、土木・都市計画・福祉・教育部門などそれぞれの部門において、相互に連携を図ることでハード・ソフト両面からの総合的な防災体制の構築につながるものと考えております。</p>	B
3	35	<p>○P35 表の安心安全の分野 評価の視点の大項目には災害が記載されています、評価指標の災害に関わる場所は、最寄りの避難所までの距離のみです。取手市は水害懸念の大きい土地柄であるの</p>	<p>本市の都市構造上の評価を行うに当たっては「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」を基に、本市の都市構造を客観的かつ定量的に分析し、全国の都市の評価指標値と</p>	D

(書式6)

		<p>で、国土交通省に例示される避難所までの距離だけで都市部の災害安全安心を評価してよいのか疑問をかんじます。この表で水害関連の指標を将来的にも考案していくなどの方向性を示さなければ、水害減災へのモチベーションを市民および市職員、市議で共有することができないのではないかと思います。</p>	<p>比較することで、本市の都市構造の特徴を整理しています。</p> <p>さらに、本計画書の第6章において当市における水害等に関する災害リスク分析を行い、これに基づいた防災指針を定めておりますので、都市構造の新たな評価指標を追加する考えはありません。</p>	
4	38	<p>○P38 表の安心安全分野の上段 上段は災害、下段は防犯と受け止めます。したがって上段の市民の意向に、防犯上の問題 を記載するのは適切でないように感じます。</p>	<p>表の構成において、「安全・安心」分野の上段が「市街地の安全性が確保されているか」、下段が「空き家等により市街地が荒廃していないか」を評価指標の結果を基にした現状・将来の評価、本市の基礎的な現況、市民意向を整理し、課題及びその課題解決のための方向性を整理しております。</p> <p>市民の意向については策定時に行われた「取手市のまちづくりに関するアンケート (H29)」より安全・安心分野に関するものを掲載しております。</p>	D
5	40	<p>○P40 安心安全 P44 安心安全 の項目 取手市は内水氾濫の危険性の高い場所が多くあります。ゲリラ豪雨に対する急激な内水氾濫や本川への自然流下ができなくなった場合の内水氾濫もあります。それらに対して触れる必要があると思います。これらのハード対策は河川整備ではないと思いますし、急激な夜間の水位上昇に対しては避難もできません。市民の生命と財産を守るために、市として内水対策の必要性に対する意識がしっかりあることを示していただかないと怖くて取手 市には住めません。</p>	<p>第2章は都市構造上の現状と課題を整理したものとなり、災害リスクに関する詳細な分析や防災・減災対策については「第6章 防災指針」にて検討を行っています。この中で、「雨水排水対策事業の推進」をはじめとしたハード・ソフト両面の取組方針を定め、防災対策を計画的に推進し、災害リスクを軽減しながら安心して暮らし続けられる住環境の形成に努めてまいります。</p>	B
6	92・140	<p>○P92 居住誘導区域外のエリアの考え方と P140 の文言 取手市の風水害対策編を拝見した</p>	<p>計画書P. 140 「居住誘導区域の中に水害リスクを抱えた地域をはじめ、居</p>	B

		<p>ことがありますが、「第2章 風水害等予防計画」の内水に対する記載は具体性がかけているように感じました。内水は各地区によって丁寧な現象の理解と対策が必要と思います。居住誘導区域であってもなくても地域ごとに内水に対する丁寧な対策をお願いしたいと思います。居住誘導地域外だからと現在居住している市民の生命と財産を軽んじてよいと市民や市職員や市議が感じることはない記載をお願いしたいと思います。P140に「居住誘導区域外についても、現に居住する市民の安全を確保する観点から、市民とハザード情報を共有し、日常的な防災意識の向上や自主防災組織の強化など、地域全体の防災力を高めていきます。」とはありますが、この文言では、ゲリラ豪雨に対する生命を守る対策が雨水排水路の適正化などのハード整備しかない場合であっても居住誘導区域外では不必要であると市民や市職員、市議が解釈する余地を残しています。居住誘導区域外ではハード整備が不必要であると市が考えているのであれば、安全を守るために防災移転を早急に推進しなければならないなどの文言が必要と考えます。</p>	<p>住誘導区域外についても、現に居住する市民の安全を確保する観点から、市民とハザード情報を共有し、日常的な防災意識の向上や自主防災組織の強化など、地域全体の防災力を高めていきます。さらに、避難経路の整備や避難場所の整備、災害時の情報伝達の充実、耐震化の促進など、ハード・ソフト両面からの防災対策を計画的に推進し、災害リスクを軽減しながら安心して暮らし続けられる住環境の形成に努めてまいります。」</p> <p>上記計画書記載のとおり、居住誘導区域外においても、雨水排水対策事業などハード対策を推進し、総合的な防災力の強化に努めてまいります。</p>	
7	102	<p>○P102の表 表は「本市で対象となる洪水浸水想定区域等」なのですから、表上部の「○は本市が対象、×は本市が対象外、－は該当なし」にしたがうと、西浦川、相野谷川、谷田川、の浸水継続時間が「－該当なし」となります。これは、西浦川などは本市と関係ないように受け取れます。「該当なし」という表現よりも、例えば「未公表」という表現がよいのではないかと思います。</p>	<p>「該当なし」という表現は、現時点でデータが存在しないことを明確に示すために使用されています。「未公表」という表現に変更した場合、データが存在しているが公開されていないという誤解を招く可能性があるため、「該当なし」という表現は誤解を防ぐものであると認識しています。</p>	D

(書式6)

		す。		
8	104	<p>○P104 防災では正確さが重要だと思います。市民が単なるゲリラ豪雨等に起因する内水氾濫を 通報しても実績ハザードに載せていない事実があります。市民および市職員や市議会議員 に誤解が生じます。赤字が必要です。ご確認ください。</p> <p>「本市では、こうした内水はん濫の被害を市民の皆さんに認知していただくために、平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間に市内で災害対策本部が立ち上がった後に内水はん濫が発生したと通報のあった場所などを示した「取手市内水実績ハザードマップ」を作成しています。」</p>	<p>防災において正確な情報提供は非常に重要であり、市民の皆様に誤解を与えないようにするため、以下のとおり修正しました。</p> <p>P. 104 「本市では、こうした内水氾濫の被害を市民の皆さんに認知していただくために、2012（平成24）年度から2021（令和3）の10年間に市内で災害対策本部等の設置時において、内水氾濫が発生したと通報のあった場所などを示した「取手市内水実績ハザードマップ」を作成しています。」</p>	A
9	113	<p>○P113 P104 の説明同様に、「災害対策本部が立ち上がった後に」の追記が必要と思います。</p>	<p>P. 113 「本市では、2012（平成24）年度から2021（令和3）年度までに災害対策本部等の設置時において、通報があった床上・床下浸水・道路冠水情報を基に「取手市内水実績ハザードマップ」を作成しています。」</p>	A
10	122	<p>○P122 「垂直避難が困難なことが懸念される建物が多く立地」とありますが、正確な理解のためには「想定最大規模降雨においては予想される浸水深が大きく垂直避難では命の危険が困難なことが懸念される建物が多く立地」などとする方がよいと思います。「垂直避難が困難」という表現だけでは、時間的に急速な増水のために「垂直方向に逃げる時間がない」と「垂直避難しても水位が高く水死する恐れがある」の 2 種類の意味が混在しています</p>	<p>ご指摘いただいた「垂直避難が困難」という表現については、「想定浸水深と建物の高さ・階数との関係から垂直避難が困難なことが懸念される建物が多く立地」に修正しました。</p>	A
11	25・26	<p>1. 先ず、間違いが2点； ① 第2章P25 「2）医療」</p>	<p>このたびの改定におきましては、第1章～第4章については、</p>	D

		<p>の地図で、山王地区に診療所の凡例が記載されているが、存在していない (P28の地図も同様)。</p> <p>② 第2章P26 「4) 商業」の地図で、山王地区にコンビニが2件あることになっているが、1件のみ。</p>	<p>法令改正による変更箇所を除いて修正しておりません。そのため、第2章は都市構造上の現状と課題を整理したものとなりますが、出典欄に記載「取手市資料 (2017年10月時点)」のとおり、本計画の策定時点のものを記載しております。</p> <p>これは、本計画が20年間の長期計画であり、策定から5年が経過した現時点はまだ計画の初期段階であることから、県との協議・相談を踏まえたうえで、法令改正による変更箇所を除き修正は行わないという方針に基づくものです。</p>	
1 2	37	<p>2. P37 (3) の表中、「生活利便性」の小項目3つ目の欄の公共交通に関する記述で、人口減少で“既存の公共交通が維持できなくなる懸念”という問題認識を持ち、“既存の公共交通が維持できなくなる懸念”という課題認識のもと、“公共交通沿線に居住を誘導することが必要”という方向性を述べていながら (P39のまとめでも繰り返し述べられている)、第3、4、5章では、公共バス路線沿いの将来計画についてはバス路線の維持・充実を目指す、とあるだけで土地利用計画には何も触られていない。P57の地図で、「バス交通軸」とまで書いてありながら、この沿線をどうするのか？私は山王地区の住民ですが、取手駅から当地区をとおりつくばみらい市に抜けるルートは、市役所に隣接した道路でもあり、寺原地区以北の市街化調整区域を一部解除し、住宅地、商業施設をこの沿線に設けることは市の活力向上につながるものと考えます。小学校、私立女子高校も立地しています。</p>	<p>広域路線バスは鉄道駅のような強い集積力を持つ交通ではなく、鉄道駅周辺を中心拠点や生活圏、都市間を補完的に結ぶ交通手段であることから、路線沿線を市街化することには慎重な判断が必要です。また、人口減少社会において居住地を沿線へ分散させた場合、中心拠点への人口集積が弱まり、商業・医療機能の集積・誘導が図れなくなるおそれがあります。</p> <p>山王地区は市街化区域に連続しておらず、人口動態として将来的に拡大する予測となっていない状況です。これらの状況から当該地区を現在のところ市街化区域とすることは困難であると考えています。</p>	D

		第5章で述べられている居住誘導区域の設定の考え方、基準を満たすものではないことは認識していますが。		
1 3	55	3. 第3章(2)ゾーンの検討において、「市街化調整区域は「自然調和ゾーン」として自然と調和した土地利用を誘導します」との記述がありますが、具合的なプランが見えません。この自然調和ゾーンを活用することは市の活性化に大きな効果があると思います(ex. 民の力を入れる)。	本市の立地適正化計画では、市街化調整区域を「自然調和ゾーン」と位置づけ、市街化を抑制しつつ、農地や自然環境の保全を基本としながら、地域特性に応じた土地利用を誘導することとしております。「自然調和ゾーン」は積極的に市街化を進める区域ではなく、自然環境との共生を前提とした土地利用を図る区域であり、既存集落の維持や農林漁業との調和、地域資源の活用などを通じて、持続可能な地域づくりを進めることを目的としております。ご提案のとおり、「自然調和ゾーン」を活用した取組は市の活性化に寄与する可能性があることから、具体的な活用については、今後、関係法令や地域の実情を踏まえながら検討してまいります。	C
1 4		全体的に縮小均衡の印象を受けます。取手市に移住を考える人がいたとして、これを見て将来的に活力ある自治体だという印象を持ってくれるでしょうか？守谷、つくばみらいと比べて魅力的に思えるでしょうか？	本市では、人口減少・少子高齢化が進行する社会情勢のなかでも持続可能なまちづくりをさらに推進するため、立地適正化計画を策定しております。居住や都市機能の集約を図る方針を示していることから、縮小的な印象を持たれる面があるかもしれません。しかしながら、本市では中心拠点である取手駅周辺地区において土地区画整理事業による都市基盤整備を進め、取手駅西口A街区第一種市街地再開発事業による都市機能の集積と活性化を推進しており、また、取手と藤代の市街地を繋ぐ国道6号の沿道地域の桑原地区においては、「新規活力創造拠点」とし	C

(書式6)

			<p>て位置づけ、新たな雇用やにぎわいの創出を目指しております。本市は都心への交通利便性や豊かな自然環境、既成市街地の都市基盤を活かしつつ、取手駅周辺地区・桑原地区をはじめとする拠点形成により、持続可能で活力ある都市づくりを進めてまいります。</p> <p>これらの取手市の魅力づくりと活力創造に係る取組を市内外に周知することで、取手市への移住・定住促進につなげていけるよう取り組んでまいります。</p>	
--	--	--	--	--

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

